

複数大学の連携と組織化による教育プログラムの開発と普及

― 地域公共政策士プログラムを事例として ―

柴 恭史

1. はじめに

今日の大学においては、その教育内容の多様化にともなって、大きな改革が必要とされている。しかしその一方で、大学へ分配される教育資源は不安定なものとなり、教育改革に必要な資源を安定的に調達することはきわめて困難なものとなりつつある。

このような資源の制約がある中で、個別の大学が独自に教育改革を実行するのはきわめてリスクが高く、新規の教育プログラムをゼロから構築することにも無駄が多い。他方で、近年重要になってきているのが大学間の連携による教育改革である。複数の大学の間で情報を共有し、共同で教育プログラムを構築、実施していくことによって、より効率よく確実に大学教育を充実させることができる可能性があるのである。

しかし、従来の大学間連携に関する研究では、連携によって実現した教育内容の事例紹介が多く、一方で連携の組織そのものに関する考察は大学の経営という観点から論じられることがほとんどであった。言い換えれば、組織的連携を行うことによる教育システム上の効果―すなわち個別の大学にとってではなく、高等教育システム全体にとってのメリット―についての考察は見られないのである。もちろん、個別の教育内容の成果や大学経営における効率性は、高等教育を提供する上で決して無視してはならない観点である。だが、特に政策的な観点から大学連携の意義を考えるならば、大学間連携というシステムの工夫によって高等教育全体にどのような影響が及ぼされるのかという問題をこそ検討する必要があると言えるだろう。

本稿ではこうした大学間連携について、教育改革を進めていく手段、すなわち新たな教育プログラムを開発するとともにそれを広く普及させる方法としての可能性に着目して論じる。そのために、本稿ではまず大学間連携および高等教育システムに関するこれまでの理論研究を概観し、特に米国の学位プログラム PSM に関する研究に基づいて、1 つのモデルを提示する。その上で、具体的に、京都府で行われている大学間連携共同教育推進事業の内容を事例とし、PSM における組織構造との比較により、このモデルの適合性を検証する。この検証により、個々の大学を越えた組織を設置することの重要性や、近年特に重視されている大学と社会との連携が「単に研究知の社会への還元」にとどまらない可能性が明らかとなる。

2. 先行研究と分析枠組み

(1) 先行研究

大学間連携に関する先行研究は、その多くが大学間連携の中で実際に行われている取組の紹介に留まっており、高等教育システムの一部として考察している研究は少ない。そうしたシステム論的な研究としては、中元（2011）が『①独立したそれぞれの主体としての大学』が、何らかの『②目的』のために、『③協力して実施』するという3つの要素を満たした取り組みである」と定義している¹。特に、大学間連携が深化して複雑化した事務を処理するために外部に設置された共同事業体、すなわち大学コンソーシアムを中心に論じている。それによれば、大学コンソーシアムには連携することによる規模効果、実験的取組のリスク軽減、資源を持ち寄ることによる相互補完、がそのメリットとして挙げられる²。また、清成（2008）は産業界での新分野開拓における技術融合の必要性から大学での分野融合、大学間連携が進むとし、特に連携の度合が進むほど地域性が強くなることを指摘している³。さらに、地方私立大学を中心に合併を視野に入れた消極的連携の必要性も述べられている。

これらの研究において大学間連携の特徴は、基本的には個々の大学の教育・運営目的を達成する手段という観点から述べられている。そのため、各大学が持つ異なる教育資源を相互補完的に利用することが重視されており、清成も競争関係にある大学の連携に触れているが、利害調整の必要性が指摘されている。つまり、これらの連携のモデルでは、連携する以前から参加するそれぞれの大学がきわめて具体的な目的意識・ビジョンを持っていることがその前提とされているのである。

一方、高見・柴（2013）は米国の学位プログラム PSM（専門理学修士号）を事例とし、PSM プログラムの急速な普及において大学院協議会という全米規模の連携組織が大きな役割を果たしたことを指摘している⁴。PSM プログラムそのものは理系の多岐に渡る分野を含んでおり、大学によって異なる教育を提供しているが、特に多いものでは1つの分野で全米に30を越えるコースが設置され、必ずしも相互補完的な形を取っている訳ではない。つまり、大学間連携のメリットは必ずしも相互補完性によるものとは限らないことが示唆されているのである。くわえて、この学位プログラムは大学院協議会という組織の主目的ではない。そもそもが大学院の同窓会から発展した歴史を持つ大学院協議会は、単に規模効果やリスク低減を意図した組織とは言いがたい。大学院協議会が管理する様々なプロジェクトの一つに過ぎない学位プログラムが、短期間のうちに多数の大学で実施されるようになった背景には、先行研究で指摘されている以外のメリット、すなわち地域社会との結びつきによる専門職教育の強化が強く影響したと考えられた。

(2) 本稿における仮説的モデル

高見らの研究でPSMの成功要因として挙げられているのは、大きく3つある。1つは民間からの資金援助、次に大学院協議会によるプログラム管理、そして最後に産業界・行政といった社会とのつながりである⁵。このうち、最初の資金援助については高等教育システムの内部では如何ともしがたいものであり、なおかつ他の要因とは独立した要素であることから本稿での考

察からは除外して考える。また、PSM に関する考察ではこのプログラムが専門職養成のためのものであることが大前提となっていることに鑑み、ここでは PSM の枠組みを成立させ普及を促進した要因として以下の 3 つを考える。すなわち、①大学院協議会によるプログラム管理、②実践的な教育内容、③社会との結びつき、である。

これらは相互に影響しあって PSM プログラムの普及を支えていた。例えば大学院協議会による管理は、各大学での教育内容を一貫した枠組みとして維持し、また大学と社会との結びつきをバランスよく保つ機能を果たしている。一方で、実践的な教育内容が形成されることによって、プログラムの枠組みが過度に固定的にならないよう大学院協議会の管理が柔軟なものになり、社会との結びつきを促進することになる。そして、大学と社会の結びつきは実践的な教育内容をより現実の問題に即したものとし、大学院協議会のプログラム管理、ひいては大学院教育そのものに対する社会の理解を促進することとなる。こうした相互の影響によって、PSM プログラムが大学間で共有され、そのプログラム内容は大学を越えた共通性とそれぞれの特色を生かした多様性を両立させることになったのである。

本稿で提示する仮説は、「大学改革、特に PSM に代表される実践的な専門教育を行なうプログラムにおいては、上述の 3 つの要素相互の作用を実現し新たな教育改革の普及を促す手段として、大学間連携という手段が有効なのではないか」というものである（図 1）。ただし、どのような連携でもこの構造を成立させようとは限らない。特に問題となるのが、③社会との結びつきである。近年、社会との結びつきの重要性は大学改革の中で強く意識されている。教育基本法の改正にともなって「社会の発展に寄与する」ことが大学の役割の一つとして規定され、大学改革実行プランにおいて地域と大学との組織的な連携強化が挙げられたように、大学教育全体にとって社会との結びつきを無視することは不可能となっているのである。個々の大学にとっても、単にそれぞれの教育目的を自由に掲げるのみというあり方は許容されなくなりつつある。また、社会との結びつきのあり方や役割を考える際には、対象となる分野によってその役割が異なる可能性がある点に留意する必要がある。

仮説が正しければ、地域・社会との関わりを大学間連携の仕組みの中で組織的に実現するこ

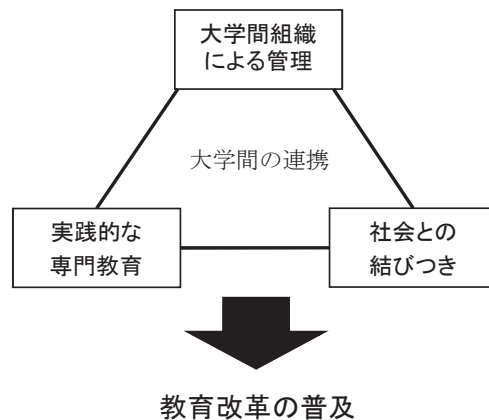


図 1: 大学間連携の効果についてのモデル

とによって、その結びつき自体の強化と、教育改革の普及を同時に達成しうるのである。そのための大学間連携の組織は、従来のような相互補完的なものから米国の大学院協議会のような社会と大学の仲立ちをするものへと変質する可能性がある。先述のように大学間連携に関する先行研究が一定程度ある中、本稿で改めて論じる意義はこの点にある。

この仮説を検証するため本稿では、社会との結びつきを重視した大学間連携が成立する可能性とその効果について、文部科学省の行っている大学連携の支援事業について、主に京都府内の大学で行われた連携の仕組みを中心に考察していく。

3. 大学連携に対する支援事業と京都府下での取組

(1) 文部科学省による支援事業

文部科学省による大学間連携に対する支援事業は、平成20年度の「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム（以下「戦略的大学連携プログラム」）」に始まり、現在は平成24年度に公募された「大学間連携共同教育推進事業」による支援が続いている。

「戦略的大学連携プログラム」は、平成20年度および平成21年度に公募されたプログラムで、「国公立大学間の積極的な連携を推進し、各大学における教育研究資源を有効活用することにより、当該地域の知の拠点として、教育研究水準のさらなる高度化、個性・特色の明確化、大学運営基盤の強化等」を図ることが目的とされている。「総合的連携型」および「教育研究高度化型（平成21年度には「質保証特化型」に変更）」の3区分があり、総合的連携型は「同一の市町村・特別区または隣接する単市町村・特別区内」の場合「地元型」、それ以外の場合「広域型」にさらに分類される。「総合的連携型」は地域的な要件以外には特に条件がないが、「教育研究高度化型」は「先進的な教育プログラムの共同開発、将来的な複数大学の共同による学位授与や連合大学院等の設置など、教育研究水準の更なる高度化を図る連携取組」であることが条件となっている。また、「質保証特化型」は「分野・形態に応じた大学等間連合による教育の質保証のために実効性あるシステムを構築する」取組が対象となっており、比較的地域性の強い「総合連携型」に対し、分野別に特化したタイプとしてより明確な違いが表れている。取組内容の例としては「大学連携による共通・専門教育の先進的なプログラム開発」や「教育研究環境の充実のための教育・研究設備の共同利用」が挙げられている⁶。

戦略的大学連携プログラムは平成22年の事業仕分けにおいて廃止となったが、平成24年になって新たに「大学間連携共同教育推進事業」の公募が行われることとなった。「国公立の設置形態を超え、地域や分野に応じて大学間が相互に連携し、社会の要請に応える共同の教育・質保証システムの構築を行う取組を支援することにより、教育の質の保証と向上、強みを活かした機能別分化を推進する」ことを目的としている。

大学間連携共同教育推進事業において対象とされる取組は、「地域連携」と「分野連携」に大別されており、「地域連携」は「分野を超えてネットワークを形成し、その地域を生きる学生に対し、大学等の枠を超え、様々な教育資源の活用による充実した教育と質保証の共通基盤を構築する取組」、「分野連携」は「専門分野や教育機能に応じ地域を超えたネットワークを形成し、

一大学ではなし得ない高度な教育と質保証のシステムを構築する取組」とされている。したがって、戦略的大学連携プログラムと同様に、「地域」と「分野」の2つに分けて連携を進めるという構造は変わっていない。取組内容の例としては「教育課程の体系化」「共同プログラムの構築」などが挙げられている。本稿のモデルに照らせば、「地域連携」は「社会との結びつき」、「分野連携」は「実践的な専門教育」の要素を重視した取組みであると言えるだろう。

京都府では、これらの事業の支援を受け、龍谷大学が中心となって大学間連携の取組を進めている。基本的には、「地域公共政策士」という修士レベルの資格を連携する各大学で共有し、地域で活躍する人材に対する保証を与えるとともに、資格制度自体の質保証を大学連携全体で行う仕組みを整備するものである。平成20年度の戦略的大学連携プログラムでは「地域公共人材のための京都府内における教育・研修プログラムと地域資格認定制度の開発（地域公共人材大学連携事業）」が採択され、龍谷大学、京都府立大学、京都橘大学、同志社大学、佛教大学、立命館大学、京都産業大学の7大学が参加した大学間連携が行われている。この取組は「協働型社会に求められるセクター横断型の人材育成のための教育・研修および地域資格認定制度の開発に取り組む」ことを目的としている⁷。平成23年度には「先導的大学改革推進委託事業」のプロジェクトとして選定され、継続的に実施された。

さらに、平成24年度の大学間連携共同教育推進事業では、「地域資格制度による組織的な大学地域連携の構築と教育の現代化」という取組が採択されている。この取組では龍谷大学を始め、京都大学、京都府立大学、京都産業大学、京都橘大学、京都文教大学、成美大学、同志社大学、佛教大学の9大学が連携するようになっており、まだすべてが地域公共政策士の資格プログラムを提供しているわけではないが、参加大学の増加を見せている。また、地域公共政策士の資格制度そのものだけでなく、地域公共政策士を活用する方法についても調査研究を進めるようになってきている。

以下では、この地域公共政策士という資格と、それにとまなう地域との連携について述べる。

（2）地域公共政策士プログラムの基本的な仕組み

地域公共政策士という資格が生まれた背景には、地域の計画・施策を「多くの地域住民の参画と合意の下で自ら決定し、それをもとに行政と協議をおこない、地域の課題に応じた解決方法を自ら実行する」⁸協働型社会という考え方がある。こうした協働型社会では、「セクターの壁を越え」、「地域の公共活動や政策などを主導できる人材」について、その能力を社会的に認知可能な形にする必要性があった。こうした人材を育成したときの学習成果を明確化するために、資格として認定することが求められたのである。地域公共政策士に必要とされる教育プログラムは平成23年に開始され、平成23年度中に最初の地域公共政策士が誕生している⁹。

地域公共政策士の資格は、プログラム実施機関（大学・NPO など）において所定の単位（ポイント）を取得することによって得ることができる¹⁰。この資格を認定するのは一般財団法人である「地域公共人材開発機構」（以下「機構」）であり、機構に対し履修証明書等を提出することにより資格を申請し、認定を受けることとなる。機構は最終的な資格認定だけでなく、地域公共政策士のプログラムそのものに対する認証も行うことによって、プログラム全体の質保証も行う立場にある。また、機構は各大学および地域の産業界、行政、NPO の関係者が理事あ

るいは評議員として関わっており、事実上これらのステークホルダーの意見を集約する場として機能していると考えられる。また、機構は会員制度を導入しており、その会員となっているのは京都橘大学、京都産業大学、京都府立大学、京都文教大学、成美大学、同志社大学、龍谷大学、京都府立林業大学校、佛教大学の9校および福知山市である。これらの会員は地域公共政策士に関連する教育・研修やその資格認定を低費用で受けることができる。つまり、大学は機構を通じて地域公共政策士の教育プログラムについて意見を表明する機会を有し、その結果は参加する各大学に反映されることとなる。

具体的なプログラム（資格教育プログラム）は、大きく3つに分類される。学部レベルの科目として提供される「第1種プログラム」、修士レベルの科目として提供される「第2種プログラム」、そして同じく修士レベルの科目として提供される「共通プログラム」である。なお、ここでいう学士レベル、修士レベルとは欧州資格枠組み(EQF)に基づいて位置づけられており¹¹、第1種プログラムはEQFにおけるレベル5~6、第2種プログラム・共通プログラムはレベル7として設定されている¹²¹³。受講者は第1種プログラムおよび第2種プログラムで10ポイントずつ、もしくは第2種プログラムで20ポイントを取得することにより、共通プログラムの受講資格を得る。共通プログラムでも10ポイントを取得することにより、最低計30ポイントの取得で資格を申請することができるようになる。

第1種プログラムおよび第2種プログラムについては、それぞれ各機関で異なる内容のプログラムが提供されており、例えば京都産業大学では法政策、龍谷大学では環境政策などがある。一方で共通プログラムについては、特別講義に加え「キャップストーン」と呼ばれる実践的プログラムが行われる。これは、複数の学生たちがチームを組み、地域社会から提示される具体的な課題解決のプロジェクトに、在学中に学んだ様々な知識や分析力を駆使してコンサルタントの立場で取り組むものである。

4. モデルによる検討

(1) 地域公共政策士とPSMとの類似

ここまで、京都府下の大学の連携による資格プログラムについて概観した。地域公共政策士は単なる民間資格ではあるが、本稿のモデル、つまり米国のPSMプログラムときわめて類似した点が数多くみられる。高見・柴によるPSMプログラムの成功要因に関する研究に基づいて、以下ではその類似点を第2節で挙げた3つの要因と比較して考察することとする。

第1に、地域や一般社会との結びつきがきわめて強いこと。そのプログラムの性質上当然のことではあるが、地域公共政策士の教育においては地域の課題への貢献が重視されている。上述の通り、最後のキャップストーンにおいては実際に存在する課題に取り組み、コンサルティングを行うことになっている。市民、自治体職員やNPOとの協働を行うことが重視されている。一方、米国のPSMプログラムにおいては、修士課程2年目に論文ではなく企業等と連携した卒業プロジェクトやインターンシップを行い、イノベーションを実現し現実の製品へと結びつけるための能力を養うようになっている。PSMがイノベーション・経営に関する専門職の養成で

あるために企業との関わりが中心になるのに対して、地域公共政策士は公共政策の分野での貢献であるために自治体やNPOとの協力が中心となる、という差異はあるが、どちらもアカデミック以外の一般社会とのつながりを重視していると言えるだろう。

第2に、プログラムの最後の段階でキャップストーンという実践的プログラムが行われていること。地域公共政策士のプログラムでは、チームによるプロジェクトの実施の過程で地域との結びつきを強め、自治体やNPO等で活躍する実務的能力を高めることが期待されている。本稿の冒頭でも指摘したように、今日のわが国の高等教育、特に専門職教育では、現実の問題に確実に対処できる人材を育成することが重要になっている。公共政策系の分野においても、大衆化にともなって、卒業・修了後に社会に出たときに活躍できる人材を育成することが強く要請されている。そのためには、学んだ知識を現実の問題に応用し解決するスキルが重視されることになる。そうした能力を身につける方法として、プロジェクト運営を実体験することによってカリキュラムの仕上げとする仕組みが取られているのである。PSMにおいても、2年次には修士論文ではなく、それぞれの学生がインターンシップもしくは企業・行政と協力したプロジェクトの実行を進めることとなっており、それが修了後の進路や実際の職業的能力へと大きな影響を与えている。

第3に、機構というそれぞれの大学から離れた組織がプログラム管理を支えていること。もし、ある大学連携において特定の大学に明らかにこうした教育プログラム管理の負担が集中したとする場合、2つの問題点が挙げられる。1つは、そのリーダー大学にとっては負担感ばかりが増大し大学連携を行うメリットが低減し、それと同時にその他の大学にとっては自らの関与が薄れることによりモチベーションを向上させることができなくなってしまうこと。そしてもう1つは、プログラム自体がリーダー大学の教育環境に適応しすぎるために、他大学での活用が難しくなることである。この点について以下でより詳細に検討する。

教育環境は個々の大学によって大きく異なり、それにもなって教育プログラムの実施形態も必然的に多様なものとなる。とりわけ、本稿で取り上げている地域公共政策士のような資格の場合、地域との結びつきがきわめて重要になるため、大学そのものの地域との関わり方によってその実施条件や効果的な実施の仕組みが変化することは容易に想定される。したがって、特定の大学にとって最適な教育プログラムを構築した場合、その他の大学にとっては必ずしも効果的な教育とはならない可能性がある。一方で、それぞれが全く異なった教育プログラムを展開するならば、連携を続ける意義そのものが失われることになる。つまり、大学間連携を効果的に利用するならば、教育プログラムにある程度の共通性を持たせながら、それぞれの大学で適当な工夫を施せるシステムを用意する必要があるのである。そのためには、参加する大学の内の1つにプログラム管理の権限や負担が集中することは好ましくないと考えられる。つまり、個々の参加大学とは別に管理組織を構築する必要があり、なおかつその組織と個々の大学の結びつきは十分に太いものでなくてはならない。

地域公共政策士プログラムの場合、この管理組織を機構が担っている。個々の大学から一定程度中立な機構が各大学で実際に行われるプログラムの管理、認定を行う仕組みによって、リーダー大学に権限・負担が集中することを防ぐ仕組みが成り立っている。これはPSMプログラムにおける大学院協議会と一その由来は大きく異なるが一同様の機能を果たしているといえる

だろう。PSM プログラムにおいては、全米の大学の多くが所属する大学院協議会が PSM の管理運営に責任を持つことによって、プログラムの共通性を維持している。地域公共政策士プログラムにおいても、機構は単なる外部組織ではなく大学関係者をメンバーとする組織であることによって、機構と個々の大学とのつながりを強めながら、特定の大学に権限・負担が偏ることを防いでいるといえよう。

以上のように、第2節で指摘した PSM の3つの要素は、地域公共政策士プログラムにおいても実現されている。そしてこれらの要素がそろった結果、以下に述べるようにプログラムの共通性と多様性のバランスも絶妙に保たれているのである。

地域公共政策士のプログラムは、複数の大学で共通しかつ独立したプログラムとなっている。PSM と異なり、ひとつの大学内でプログラム全体が完結するわけではないが、第1種・第2種プログラムに属するそれぞれのプログラムはひとつの大学内で受講することが可能となっている。特に、京都府立大学の「政策能力プログラム(基礎)」および「政策能力プログラム(応用)」のように、継続的に受講することが想定されているプログラムもある。最後に行われる共通プログラムに関しては機構及び限られた大学で開講されるため、文字通り全体で共通しているが、それ以外については地域公共政策士という枠組みの中で、それぞれの大学の独自性が生まれることとなる。この点は、専門理学修士号という同一の学位の枠組みが与えられながらも、大学によって異なる様々な分野の教育カリキュラムが提供されている PSM プログラムと同様の仕組みになっているといえよう。

PSM プログラムそのものは理系の多くの分野に適用することが可能な仕組みをとり、大学ごとの独自性を保っている。同様に、地域公共政策士プログラムでも、個々のプログラムの開発主体をそれぞれの大学とし、機構は認証を与えるのみというように役割分担することによって多様性を確保しているのである。

以上のように、京都府の大学間連携で行われている資格制度と米国の PSM は、その構造にきわめて大きな類似性がある。しかし、すべての面で完全に同じというわけではない。異なる国の異なる分野でのプログラムであるがゆえに当然のことではあるが、高等教育システムに対する影響という観点から、最も重要と考えられる差異を指摘しておく。その差異とはすなわち、管理組織と社会との相互作用についてである。

PSM に産業界が関わったことによる影響として「産業界が高等教育のおかれた状況をよく理解している」ことが高見らによって指摘されている。個別の大学におけるカリキュラムに産業界が関わることによって大学院協議会によるプログラム全体の管理が容易になり、逆に全体の管理が確実に行われることによって、各大学での教育は産業と密に連携し社会との結びつきを強めることになると考えられたのである。

しかし、この相互影響は地域公共政策士プログラムについては希薄であると言ってよい。もちろん、まだ開始間もない状況で具体的な影響が表出することは考えにくい。だが、そもそもプログラムの構造的に、大学から地域・社会への影響・貢献は重視されている一方で地域から大学への働きかけはそこまで重視されていないのである。共通プログラムの講義などでは NPO や行政、企業の関係者が講師を務めることもある¹⁴があくまで個別の講義への協力に過ぎず、プログラム内容への意見等を体系的に反映させるまでには至っていない。

では、これまで観察してきた地域公共政策士プログラムと PSM プログラムの類似性、そして相違が意味することはどのようなことであろうか。次項ではその内容を整理することとする。

(2) 大学間連携の効果

まず、地域公共政策士プログラムは今後様々な大学で受け入れられる潜在的可能性があると考えられる。米国の PSM は約 15 年で 300 ものプログラムの開設に至った、評価の高いプログラムである。先述のようにそのカリキュラムは多様な分野に広がっていることに鑑みれば、この急速な普及は個別的教育内容に対する評価によるものというより、プログラム全体の仕組みの評価が高まった結果であろう。つまり PSM の実施体制は新たな教育プログラムを普及させやすい仕組みであるとみなすことができる。そうであるならば、同様の構造を持つ地域公共政策士プログラムについても、その効果は非常に高い、すなわち多くの大学に受け入れられ普及していくことが期待される。

もう一つの示唆は、先行研究で指摘されるような相互補完的、悪く言えば相互依存的な効果だけでなく、同タイプの大学による相互成長的な連携を実現しようということである。第 2 節で確認したように、清成は競争関係にある大学が連携する際には利害調整を解決すべきであると指摘しそれを課題としたが、地域公共政策士プログラムでは同じ公共政策系の学部・大学院が各々の独自性を保ちながら協力してひとつのプログラムを構築している。しかしそこでは利害の衝突よりも、むしろプログラムとしての等質性、共通性を高めるというメリットの方が強く表れているのである。これは大学間連携の効果としてより強調されるべきであろう。このようなメリットがあるとするならば、総合大学においても他大学と連携を行う価値は十分にある。その場合、自大学での現状の教育研究能力の不足分を補うのではなく、個々の大学での教育研究をより特化し、連携したプログラム全体での充実を図ることによって、共通性と多様性を兼ね備えたプログラムとして実施することができる。個々の大学内部での教育というレベルだけでなく、高等教育システム全体としてはるかに充実した教育が提供でき、大学間連携の積極的な効果が見いだせるのである。

そして類似性に関してもっとも強調されるべき点は、PSM の成功要因のわが国での再現性である。本稿で再三指摘しているように、PSM 普及の主因である大学院協議会は歴史的に形成されたものであり、完全なコントロールのもとで作られたわけではない。長い時間を経る中で自然に形成された個々の大学との絶妙な距離感によって、PSM の管理に成功していると考えられる。したがって、わが国の大学での教育改革に対して単純に PSM の構造を移植しようと試みても、大学院協議会と同等の組織を構築できない限り、その成功にあやかることはきわめて困難であると予想される。しかし、本稿で取り上げた地域公共政策士プログラムでは京都府という地域を限定したものではあるにせよ、米国の大学院協議会のような組織と大学との距離感を人為的に構築することに成功している。つまり、PSM のような効果的なプログラムがわが国のどこかの大学で開発された場合、それを大学間連携によって他の大学と共有し、効率よく導入していくことが可能であることが示唆されているのである。

一方、地域公共政策士プログラムには PSM との違いもあった。PSM では社会と大学との関わりが双方向的なものであるのに対し、地域公共政策士プログラムにおいては他の多くの教育と

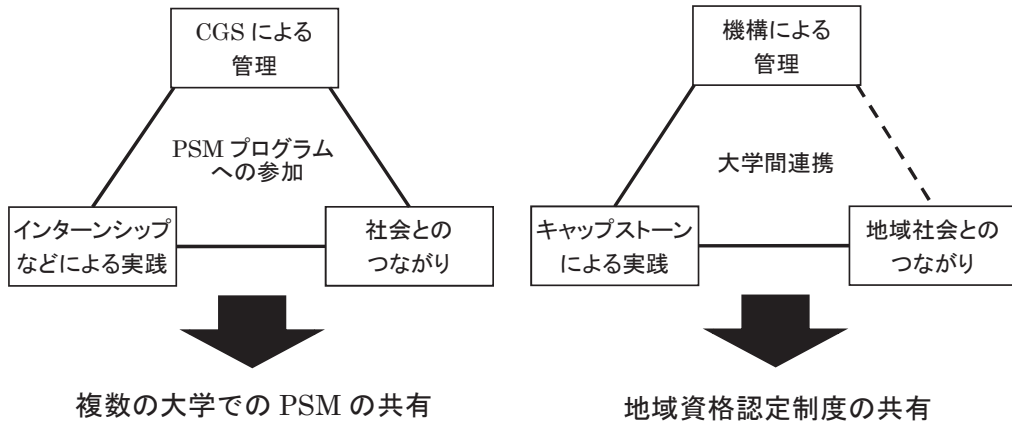


図2：PSM と地域公共政策士プログラムの比較（筆者作成）

同様に大学から地域への一方的なものとなっている。PSMにおける社会と大学の結びつきは、大学教育に対する企業の理解の増進をもたらした¹⁵。大学教育に何が可能なのかを社会が理解することによって、双方が満足できる連携が実現するのである。さもないければ、何のためにその教育が行われているのか曖昧になって効果を挙げられないという問題が発生するのである¹⁶。科学技術研究以上に成果が見えにくい公共政策分野においてはなおさら、地域・社会が過剰な期待を寄せた結果、満足度が高まらず双方の溝が深まるような事態が発生する可能性はきわめて高いと言えよう。この「社会とのつながり」は、大学間連携が普及を促す仕組みとして有効に機能する上で、きわめて重要な条件である。

したがって、今後地域公共政策士プログラムがより確実に成果を得て、公共政策の資格プログラムとして定着するためには、社会からの理解をどれだけ確実に得るのかという点を無視することはできない。そのためには、大学と地域・社会との関わり方をより双方向的なものにする、具体的に言えばプログラム設計の段階から地域住民・企業・NPO・行政等が積極的に関わる仕組みを構築する必要があると言えるだろう。

本稿で採用したモデルは、先行研究で提示された米国のPSMプログラムにおける要因に基づくものである。しかし、本稿で地域公共政策士プログラムを対象とした検証によって、日本の大学間連携においても、このモデルに従った教育プログラムの普及が成立する可能性は十分にあると考えられる。それと同時に、モデルで提示された3つの要素はPSM、地域公共政策士プログラムの双方に共通するものの、それらの相互影響に関しては両者の間で相違がみられる。

4. おわりに

本稿では、米国の PSM プログラムの仕組みをもとにしたモデルを設定し、日本の大学間連携、具体的には地域公共政策士プログラムの実施体制との比較を行った。そこから明らかになったことは、このモデルで期待される教育プログラム実施の構造は、日本においても十分に成立しうるものであるということである。

特に、大学院協議会という成立に歴史的な影響が絡む組織の機能を、大学間連携の中での事務局組織に担わせることが可能という結果は、高等教育システムの中で体系的に教育改革を推進する上できわめて重要な意味を持つと言えるだろう。しかし同時に、地域公共政策士プログラムでは地域・社会から大学への積極的な関与という視点が PSM と比較して少ないことも明らかとなった。

高等教育における説明責任が声高に唱えられる中で、大学の専門性に対する浸食が危惧され、そのために大学が社会から一定の距離を置こうとすることは必ずしも否定されるべきものではない。しかし同時に本稿で取り上げたような専門職に類する資格の教育においては、社会と関わらなければ、そして社会に実在する課題を解決しなければ、教育の成果とみなし得ないのもまた事実である。大学の専門性が軽視されないためには、むしろ社会を大学教育へと積極的に関わらせて、その内容に対する理解を深めさせることこそが重要なのではないだろうか。

本稿で提示したモデルは、専門職教育においては一定の妥当性があると考えられる。しかし、より一般の大学教育への適用を考えたとき、類似のモデルを構築することは可能であろうか。その場合、とくに「実践的な専門教育」の部分に代入される要素は何であろうか。一般の大学教育でもゼミ等の少人数教育による演習が重視されることを考えれば、何らかの対応する要素が存在する可能性があるが、現状そこまで検討を進めることはできていない。くわえて、前述したように、組織構造の面に限定して論じているため、分野ごとの違いの影響は無視できるものと考えて論じているが、実際にこのモデルを実現する上では分野ごとに特有の社会とのつながりを考慮することが必要である。これらは今後の研究課題である。

注

¹ 中本崇「大学連携—大学コンソーシアムを中心として—」岩崎保道編著『大学政策論』大学教育出版、2011年、110頁。

² 中本、前掲書、112頁。

³ 清成忠男「大学連携に挑む」『カレッジマネジメント』第149号、2008年、6-7頁。

⁴ 高見茂、柴恭史「研究型大学における理系実務型人材育成の課題と実践の試み—米国の専門理学修士号 PSM に注目して—」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第59号、2013年、51-72頁。

⁵ 高見、柴、前掲論文、64-65頁。

⁶ 文部科学省「平成21年度大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム公募要領」2009年、2-3頁。

⁷ 地域公共人材大学連携事業ウェブサイト「地域公共人材大学連携事業とは」
<http://www.ryukoku.ac.jp/uni cola/about.html>

⁸ 松田真治「協働型社会における住民自治とコミュニティ」『鳥取環境大学地域イノベーション研究センター TORC レポート』No.23、2004年、35頁。

- ⁹ プログラムの正式な開始は平成 23 年度からであるが、平成 22 年度からパイロット的に講座は開講されていたため、最初の修了者が平成 23 年度に誕生することになった。
- ¹⁰ ここでいう単位（ポイント）は通常の大学の卒業要件としての「単位」とは厳密には異なる。ポイントの認定要件が単位の認定要件と異なることもある。例えば、京都産業大学の「法政策基礎プログラム」では、ポイントの認定要件は成績 70 点以上という条件である。
- ¹¹ 地域公共人材開発機構ウェブサイト「『地域公共政策士』とは」
<http://www.colpu.org/20110401seisakushi/>
- ¹² ただし、この地域公共政策士が EQF の基準を満たしていることが欧州委員会から認められているわけではない。あくまで、大学・大学院を通してどの程度のレベルの内容が提供されているのかをわかりやすく示すための指標として EQF を模倣しているに過ぎないことには留意しなければならない。
- ¹³ EQF における各レベルは知識、スキル、コンピーテンスの各項目についてそれぞれ定義されている（European Commission Education and Culture, 2008）。
- ¹⁴ 一般財団法人地域公共人材開発機構「2012 年度事業報告書」2013 年、12 頁。
- ¹⁵ 高見、柴、前掲論文、64 頁。
- ¹⁶ 例えば高見らの先行研究では、日本における MOT（技術経営）プログラムが大学と産業界の認識の齟齬のために成果を上げていないことが指摘されている。

参考文献・URL

- ・ 清成忠男「大学連携に挑む」『カレッジマネジメント』第 149 号、2008 年、4-9 頁。
- ・ 杉岡秀紀「地域活性化に貢献できる地域公共人材—『地域公共政策士』資格制度と北部展開」『地域開発』第 577 号、2012 年、7-11 頁。
- ・ 高見茂、柴恭史「研究型大学における理系実務型人材育成の課題と実践の試み—米国の特許修士号 PSM に注目して—」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第 59 号、2013 年、51-72 頁。
- ・ 富野暉一郎「京都府北部における地域・大学連携プラットフォームの創設」『地域開発』第 572 号、2012 年、41-45 頁。
- ・ 中本崇「大学連携—大学コンソーシアムを中心として—」岩崎保道編著『大学政策論』大学教育出版、2011 年、109-131 頁。
- ・ 松田真治「協働型社会における住民自治とコミュニティ」『鳥取環境大学地域イノベーション研究センター TORC レポート』No.23、2004 年、27-39 頁。
- ・ European Parliament and Council, *Recommendation of the European Parliament and of the Council on the establishment of the European Qualifications Framework for lifelong learning*, Official Journal of European Union, 2008.
- ・ 一般財団法人地域公共人材開発機構「2012 年度事業報告書」2013 年。
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構『諸外国における能力評価制度—英・仏・独・米・中・韓・EU に関する調査—』2012 年。
- ・ 龍谷大学地域共同総合センター『地域資格制度による組織的な大学地域連携の構築と教育の現代化』文部科学省大学間連携共同教育推進事業平成 24 年度報告書、2013 年。
- ・ European Commission Education and Culture, *The European Qualifications Framework for Lifelong Learning*, 2008.
- ・ 「『地域公共政策士』資格制度のしくみ」パンフレット、2011 年。
- ・ 京都産業大学ウェブサイト「『地域公共政策士』法政策基礎プログラム」
http://www.kyoto-su.ac.jp/departement/ju/news/20120402_chiiki.html
- ・ 文部科学省ウェブサイト「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」

柴：複数大学の連携と組織化による教育プログラムの開発と普及

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/

(比較教育政策学講座 博士後期課程 1 回生)

(受稿 2013 年 9 月 2 日、改稿 2013 年 11 月 28 日、受理 2014 年 1 月 16 日)

**Development of an Educational Program through
Organized Cooperation of Universities:
An Example in the Program for Local Public Policy Managers**

SHIBA Takafumi

Public society needs contribution from universities, while higher education in Japan faces a lack of money. The increasing cooperation of universities in recent years is expected to be one of the solutions to these problems. Although there are many researches in which good educational practices are introduced, there are few researches concerned with the systematic effects of cooperation on educational outcomes. In the present paper, based on a preceding study, we first set up the hypothesis that the mutual effects of three factors assist the diffusion of programs. These three factors are (1) well-organized administration of a program, (2) practical education, and (3) connection between universities and public society. Then, we observe the Local Public Policy Manager (LPPM) Program in Kyoto to verify the hypothesis above, and show that the hypothesis can generally be applied to the Japanese higher education system. We see that the three factors above are fulfilled in the cooperation between universities such as the LPPM Program, but their mutual effects cannot always be substantiated. We emphasize here that action from public society to universities is particularly important.